

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
1	消防人事管理事業	消防本部総務課	職員の労働意欲を喚起することで、公務が能率的に向上している。	職員採用・昇任・昇格、配置、任免、服務に関する事務、昇任試験の実施、勤務年数の記録及び消防職員委員会の庶務を行う。	職員を有効的、能率的に活用するため、計画的な人事管理を行うことができた。	妥当性 有効性 効率性	A A A	消防組織法第11条～16条、地方公務員法に基づき実施しています。 消防行政をめぐる社会情勢が目まぐるしく変化してきていることから、今後、活動内容については見直す必要が生じてくる可能性はありますが、現状では最適な事業となっています。 消防職員の定員に欠員が生じた場合は補充するなどの対応を行う必要がありますが、職員の大量退職に対応した計画的な人員補充が必要です。	現行どおり	経験豊富な職員が定年退職することにより、組織力の低下を招かないよう前段で計画的な人事管理を実施していきます。
2	消防研修厚生事業	消防本部総務課	消防業務遂行上必要な資格を取得することにより、スキルアップすることができる。また、職員の執務環境が充実する。	研修計画の作成、各研修機関への入校負担金の支払い、入校事務手続き、公務災害認定請求手続き、施設等の安全衛生管理、健康診断の実施、職員共済組合関係事務、福利厚生に関する事務等を行う。	消防職員として必要な知識・技術を習得し、災害対応能力の向上を推進することができました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	消防組織法第6条において、消防行政を運営する上で重要な事務となっています。 経験豊富な職員の退職により、職員の入れ替えが増加することから消防業務遂行上必要な資格を取得し、スキルアップをするために多くの研修に参加します。 厳しい財政状況の中で最大限の効果を発揮できるよう、研修を精査しています。	現行どおり	消防職員としてのスキルアップが直接市民サービスの向上に繋がっていくことから、予算内で最大限の効果をあげるよう取り組んでいきます。
3	消防表彰等事業	消防本部総務課	消防行政に対する市民の関心が高まり、消防職、団員の士気が高揚する。また、消防の陣容を市民が認識する。	功績のあった市民、消防団員及び消防職員等の表彰を行う。	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、消防出初式については中止しましたが、功績のあった市民、消防団員及び消防職員等に対し表彰物件を交付しました。	妥当性 有効性 効率性	A A A	消防表彰規程・千葉県消防表彰規程に基づき実施しています。 消防職員、消防団員の士気の高揚を推進し、消防行政に対する認識を市民に深めてもらっています。 最低限の予算・人員で業務を遂行しています。	現行どおり	目的である消防行政に対する市民の関心を高めるため、消防出初式の来場者増員に向けた広報を行い、表彰を実施します。また、新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、適切に消防出初式を実施できるよう調整します。

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
4	消防団管理運営事業	消防本部総務課	消防団に関する種々の事務事業の実施により、消防団組織の運営が円滑化する。	消防団員の任命及び退団、服務、報酬・費用弁償の支給、被服貸与、公務災害認定請求、教養訓練、消防団本部会議、分団長会議などの事務を行う。	消防団組織の活動全般にわたり、円滑に運営することができました。なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市消防操法大会等の各種イベントについては中止しました。	妥当性	A	消防組織法第6条において、消防行政を運営する上で重要な事務となっています。	現行どおり	「消防防災施設強化事業補助金」等を活用して、各種災害への資機材を整備し、消防団としての対応能力向上を目指します。また、市消防操法大会等の各種イベントにおいて市民に消防団への入団を促進するための広報・啓発活動を実施していきます。
						有効性	A	消防団は災害の備えとして、市民の安全のため必要不可欠であり、継続して実施していく必要がある事業です。		
						効率性	A	消防団の充実強化に向け、補助金を活用し団員数の確保・増員を行っています。		
5	消防総務業務運営事業	消防本部総務課	庁内の事務を円滑に進め、効率的で、効果的な組織管理を行う。また、他の消防団体との情報交換により、消防体制の充実化・連携強化を行う。	消防本部会議等を開催、消防長秘書業務、勤務時間・勤務条件等に関すること、消防の情報化に関すること、消防長会関係事務等を行う。	消防業務支援システム等の活用により、消防行政全般の事務事業を円滑に推進することができました。	妥当性	A	地方公務員法及び消防組織法に基づき実施しています。	現行どおり	消防行政全般の事務事業を円滑に実施します。
						有効性	A	庁内の事務を円滑に進めるためにも継続して実施する必要性が高い事業となっています。		
						効率性	A	消防業務支援システムを運用することで、職員管理、消防団員管理、防火対象物管理及び出動報告書の作成等が効率的に行われています。		
6	消防施設等整備事業	消防本部総務課	消防施設等の整備計画を作成し、適正な消防力を強化することにより、市民の生命や財産の安全を確保する。	狭あいでの老朽化した消防本部・消防署及び老朽化した消防団詰所等の整備を行う。	消防施設等の改修等により、消防拠点の機能強化を推進することができました。	妥当性	A	消防組織法に基づき実施しています。	現行どおり	市公共施設等管理計画に基づく庁舎整備を実施するとともに3年に一度の整備計画の見直しにより、施設整備に関する手法や場所を精査し、実施していきます。
						有効性	A	基本計画に基づき消防施設を整備し、より良い環境を作ることで、消防力が強化されています。		
						効率性	A	基本計画に基づき実施している事業であるため、コストに変動はありますが、3年に1度の整備計画の見直しにより、効率的に行われています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
7	消防施設等維持管理事業	消防本部総務課	職員の執務環境を確保するため、消防施設の適正な維持管理を行う。	消防施設や、消防用地等の財産を維持管理する。	消防施設等の軽微な改修等により、消防拠点の機能維持を推進することができました。	妥当性	A	消防組織法第6条において、消防行政を運営する上で重要な事務となっています。	現行どおり	消防施設等の適正な維持管理を行います。
						有効性	A	消防組織法第6条において、消防活動、救急活動、救助活動を適正に行うために、必要な消防庁舎を中心とする施設を適正に管理することが、市民の安全・安心に寄与することに繋がっています。		
						効率性	A	消防庁舎の修繕や消耗品の購入等、予算運用方法を精査し実施しています。		
8	消防広報事業	消防本部総務課	消防行政を広報することで、防災意識が高まり、市民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え、行動する。	消防行政に対する理解と協力を得ること、更には、防火思想を高揚させるため、消防年報の作成、市政だより等による広報、消防関連イベントを実施する。	新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、消防フェスティバルについては中止しました。	妥当性	A	消防行政を広報することで、防災意識が高まり、市民一人ひとりが防火・防災を自らの課題として考え、行動しているため、必要な事業となっています。	現行どおり	新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視し、適切に消防フェスティバルを開催できるよう調整していきます。また、効果的な広報内容や方法を検討しつつ、消防行政の実態を伝えるため、消防年報の作成、市政だより等による広報、消防関連イベントを実施します。
						有効性	A	市民の消防行政への理解や防火意識を高揚させるため、今後も継続して実施していく必要のある事業ですが、イベントの集客率や注目度を上げ、より効果的な広報を実施することを課題とし、イベントの内容や手法を検討していきます。		
						効率性	A	補助金を活用し、事業を実施しているので現状においては、最適な事業となっています。		
9	火災予防事業	消防本部予防課	適正な防火管理・防火意識が高揚している。	火災予防推進のため、住宅用火災警報器設置普及の啓発を行う。また、防火指導員に対し、事業計画に基づき各種研修を実施し、火災予防指導の普及啓発を行う。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、防火指導員の年間を通じての活動や、住宅用火災警報器設置促進街頭啓発活動を自粛としましたが、代替の広報手段を模索し、市内事業者の協力を得て大型電光掲示板での火災予防啓発、住宅用火災警報器設置促進啓発を行うことができました。	妥当性	A	住宅用火災警報器は、消防法の規定により一般住宅の設置が義務付けられており、火災予防条例により設置の基準が定められています。四街道市基本計画の施策目標にもなっており、設置率向上には必要な事業です。	現行どおり	住宅用火災警報器の設置率の向上のため、継続的な広報を実施します。また、設置後10年を経過した場合の住宅用火災警報器取り換えについても併せて広報します。
						有効性	A	火災件数を減少させるため、火災予防に関する各種広報を行っています。		
						効率性	A	火災予防のための広報活動については、各関係機関からの無償配布の啓発物品を使用するなど、経費削減を行っています。また、多数の市民が集まる行事等の際に啓発物品を配布しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
10	消防査察指導事業	消防本部予防課	火災件数の減少、防火対象物の防火体制が充実している。	火災原因調査・立入検査・違反処理を行う。	火災原因調査については製品に起因する火災について原因を究明するなど、火災原因判明率を維持することができました。立入検査については新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、計画どおりに実施することができませんでした。	妥当性	A	消防法の規定に基づき、火災原因及び火災による損害額の調査、防火対象物の立入検査を実施しています。また、消防組織法の規定により、市町村は消防責任を果たすべき責務を有しています。	現行どおり	立入検査については、重大違反対象物の防火対象物を重点的に進めます。
						有効性	A	火災原因判明率を上げ、消防年報等に掲載することにより、類似火災の発生を予防する効果があります。また、立入検査を実施し違反事項を是正させることにより、防火対象物の火災発生及び火災による死傷者の発生、損害の拡大を防ぐことができます。		
						効率性	A	火災原因調査及び立入検査については、基本的には人件費が主体であり、コスト削減の余地はありません。立入検査については、限られた人数の中で違反対象物処理を効率的に実施しています。		
11	警防業務運営事業	消防本部警防課	多様化する災害や特殊災害に対応するための資機材等を整備し、災害現場における部隊活動を効率的に行う。	燃料の購入及び特殊災害に対応するための資機材整備を行う。	燃料の購入や各種資機材の整備などを、適切に執行管理し、災害現場における警防業務を円滑に遂行することができました。	妥当性	A	消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、消防部隊を運用するにあたり、燃料及び資機材等の購入は必要不可欠な事業です。	現行どおり	12ヶ月点検・車検点検整備を実施するとともに、資機材の整備、燃料の購入、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施し、消防活動体制を万全にします。(令和3年度より消防機器保全事業と統合します。)
						有効性	A	消防燃料及び資機材等の購入で出動体制が維持されます。		
						効率性	A	消防部隊を効率的に運用するための燃料及び資機材等の購入を効率的に行っています。		
12	消防団車両管理事業	消防本部警防課	消防団車両の維持管理を行い、災害時に効率的な現場活動を行う。	消防団車両が使用する燃料の購入等、事務の執行を行う。	消防団車両の燃料購入や車両等を適切に維持管理し、適正かつ円滑な消防団活動を確保できました。	妥当性	A	消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、消防部隊を運用するにあたり、燃料及び資機材等の購入は必要不可欠な事業です。	現行どおり	12ヶ月点検・車検点検整備を実施するとともに、燃料の購入、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施し、消防団活動体制を万全にします。
						有効性	A	消防団車両の車検点検整備や突発的な不具合等の修繕を速やかに行うことにより、災害現場活動や地域の消防団活動体制が維持されます。		
						効率性	A	各種資機材の突発的な修繕費などの支出により、コスト削減の余地はなく、実施方法も適切に行っています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
13	消防水利管理事業	消防本部警防課	消防水利の設置及び既設消防水利の維持管理を行い、消防水利を確保する。	消防水利の設置及び既設消防水利の維持管理を行う。	消防水利を適切に維持管理し、経年劣化等による消火栓使用に伴う事故の防止措置を行うことにより、適正かつ円滑な消防活動が確保できました。	妥当性	A	消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」及び消防法第20条第2項「消防に必要な水利の基準」並びに水道法に基づく事業です。	現行どおり	水道配管工事に併せての消火栓の新設・改修工事を行い、経年劣化による固定ボルト・フランジボルト・消火栓本体等の改修を行います。
						有効性	A	消防水利の新設及び既設消防水利の適切な維持管理をすることにより、災害現場における効率的な消防活動が展開されています。		
						効率性	A	新設消火栓については、水道配管工事に併せて設置しています。また、経年劣化による固定ボルト等の腐食改修工事についても、水道配管工事に併せて改修していますが、単独で実施する件数も多く、その数も増加傾向にあり、計画的に改修を行っています。		
14	消防車両整備事業	消防本部警防課	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車などの消防車両の更新整備を行い、消防活動が効率的に行えるようにする。	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車などの消防車両の更新、整備を行う。	年度途中に緊急消防援助隊整備費補助金を活用し、災害対応特殊救急自動車の更新整備が決定したことにより、消防活動の万全な体制が確保できました。	妥当性	A	消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、公用車購入要領に基づき老朽化した消防車両を計画的に更新整備する必要があります。	現行どおり	災害対応特殊救急自動車及び救助工作車の更新整備を行います。
						有効性	A	「消防・救急の充実」に必要不可欠な事業です。		
						効率性	A	補助金等を有効活用し、更に仕様変更等により、コスト削減を行っています。		
15	消防広域応援事業	消防本部警防課	各協定に基づく訓練に参加することにより、効果的な部隊運用及び他市消防との連携ができる。	各協定に基づく訓練への参加及び実災害発生時において被災地へ応援出動する。また、被災地となった場合の受援体制を確立する。	新型コロナウイルス感染拡大に伴い中止となった訓練もありましたが、成田国際空港消防救難総合訓練に参加し、県内消防相互間の連携強化を行うことができました。また、広域応援時に必要な資機材の購入、備蓄品等の更新整備を行い出動体制の維持が確保できました。	妥当性	A	消防組織法第29条「市町村の消防の相互の応援」・第43条「非常事態における都道府県知事の指示」・第44条「非常事態における消防庁長官等の措置要求等」の法令に基づく事業です。	現行どおり	県内で、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向け、消防救急体制を構築するため、広域応援を実施します。また、成田国際空港消防救難総合訓練等に参加します。
						有効性	A	非常事態(大規模災害・航空機事故等)に対するための事業であり、首都直下型地震、南海トラフ地震等の災害対応の効果的な部隊運用及び他市消防との連携が行われています。		
						効率性	A	国、県の指導のもと、最適な方法で実施しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
16	市町村消防計画整備事業	消防本部警防課	災害現場活動の安全を確保することにより、二次災害などによる市民の被災を予防する。	四街道市火災等出動計画、風水害等警防計画、訓練時安全管理要綱の修正などを行う。	各種計画及びマニュアルの見直し、組織及び体制の整備を行うことにより、消防活動の万全な体制を確保できました。	妥当性	A	消防組織法第4条第2項第15号（防災計画に基づく消防に関する計画の基準に関する事項）に基づく事業です。	現行どおり	関係法令等の改正に伴い、適宜計画やマニュアルの見直しを行います。
						有効性	A	改正の必要に応じて、適宜計画の見直しを行うことにより、災害現場活動の安全が保たれています。		
						効率性	A	関係法令の改正に伴い、適宜計画の見直しを行うことにより、消防・救急活動を効率的に実施しています。		
17	消防職・団員安全管理事業	消防本部警防課	災害現場及び訓練時における隊員の安全を確保する。	災害現場及び訓練時における安全管理に関する調査研究を行う。	新型コロナウイルス感染拡大に伴い安全管理に係る会議は実施できなかったが災害現場における事故等を未然に防止することができました。	妥当性	A	災害現場での安全確保が整わなければ、安全に活動することができないため継続する事業です。	現行どおり	安全管理に係る会議を上半期・下半期に各1回開催し、安全管理について周知します。
						有効性	A	災害現場及び訓練時における安全管理に関する調査研究を行い、安全管理について職・団員に周知し、災害現場等での事故の未然防止がなされています。		
						効率性	A	人件費のみの事業でコスト削減の余地はなく、実施方法についても適時・適切に行っています。		
18	防災普及事業	消防本部警防課	防災に関する訓練に参加することにより、市民の防災対応力と防災意識を向上させる。	訓練などを企画・参加することにより、市民の現場対応能力の向上及び防災意識と防災対応力が向上する。	今年度は、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、各種訓練は中止となりましたが機会をとらえ市民の防災対応力と防災意識を向上させています。	妥当性	A	首都直下型地震、南海トラフ地震等の大規模災害時に自助・共助等の地域防災力を向上するために必要な事業です。	現行どおり	地域防災訓練、自治会の自主防災訓練及び学校等の消防訓練時の地震体験車の運用、初期消火訓練、煙体験ハウス、避難誘導訓練などを通じ、防災意識の高揚、防災対応能力の向上に取り組めます。
						有効性	A	初期消火訓練や地震体験車による地震体験等を通じ、市民の防災意識及び対応能力が向上します。		
						効率性	A	防災に関する訓練の企画を工夫することにより、効率的に事業を実施しています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
19	消防機器保全事業	消防本部警防課	消防車両及び資機材などを万全な状態で維持管理することにより、災害に対応できるようにする。	消防車両及び資機材などが円滑に機能するように点検整備（車検整備、法定点検、年次点検整備など）を行い、また、不具合が発生した場合は、災害対応に支障をきたさないように、迅速に交換修理などを行う。	消防車両及び資機材等を万全な状態に維持管理し、各種災害に対応することができました。	妥当性	A	消防組織法第6条「市町村の消防に関する責任」を果たすため、消防部隊を運用するにあたり、消防車両等の維持管理（整備）は必要不可欠な事業であり、道路運送車両法第48条「定期点検整備」にも規定されています。	現行どおり	引き続き点検整備計画に基づき、点検整備を実施します。また、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施するとともに、消防車両及び資機材等を万全な状態で維持管理し、円滑な災害対応に取り組みます。（令和3年度より警防業務運営事業へ統合します。）
						有効性	A	消防車両及び資機材などが円滑に機能するように点検整備等（車両整備・法定点検・年次点検整備など）を行うとともに、突発的な不具合等の修繕を速やかに実施することにより、効率的に消防活動が行われています。		
						効率性	A	点検整備計画に基づく車検整備・法定点検整備及び資機材の修繕であり、老朽化による修繕費の支出が増加傾向にありますが、コストを削減しつつ、適正に予算を執行しています。		
20	救急救助事務事業	消防本部警防課	救急・救助隊員が各種研修会に参加し、資格を得ることにより、知識や技術を向上させる。	救助技術大会に出場させるための事務及び救急、救助隊員に対して、各種研修会に参加させるための事務を行い、必要な資格を習得する。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により、中止となる研修等がありましたが、可能な限り研修会等に参加させ、救急・救助隊員の知識、技術を向上させることができました。	妥当性	A	災害の多様化、資機材の高度化などにより、必要とされる資格等を取得する必要があるため、必要不可欠な事業です。	現行どおり	救急、救助隊員が受講する各種研修会の参加事務手続きを行い、救急、救助隊員の技術向上に取り組みます。
						有効性	A	災害の多様化、資機材の高度化などにより、必要とされる資格等を取得することで隊員のスキルアップがなされています。		
						効率性	A	災害の多様化、資機材の高度化などにより、資格等を取得しなければならず、コスト削減の余地がなく、実施方法についても適切に行っています。		
21	救急業務啓発事業	消防本部警防課	市民が応急手当普及講習を受講することにより、知識や技術を習得でき、応急手当の重要性を認識させる。	救命率向上の為、応急手当普及講習の実施計画（上級、普通Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、救命入門コース）を策定し、市政だよりによる講習開催の広報を行い、受講者に講習修了証を交付する。	市民等を対象に救命講習を開催しました。（新型コロナ感染拡大の影響により、9月末までの間、及び緊急事態宣言下での講習を中止としました。）また、指導については、応急手当指導員（四街道市シルバー人材センター会員）を派遣し、人件費の削減を行いました。なお、救急フェアを開催し、AEDの使用法や救急車の適正利用等の広報活動を行う予定でしたが、新型コロナウイルスの影響により中止となりました。	妥当性	A	「四街道市応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱」に基づき実施し、「消防・救急の充実」に必要不可欠な事業です。	現行どおり	市民等を対象に救命講習を開催します。指導については、応急手当指導員（四街道市シルバー人材センター会員）を派遣し、人件費の削減を目指します。目標については、新型コロナの影響下での開催を考慮した数値です。さらに、各種イベント開催時に、AEDの使用法や救急車の適正利用等の広報活動を行う予定です。
						有効性	A	応急手当普及講習会を通じて、知識や技術を習得でき、その重要性を認識することで救命率が向上しています。		
						効率性	A	応急手当普及講習会を応急手当指導員（四街道市シルバー人材センター会員）に委託することで指導に当たっていた救急隊員の負担軽減及び人件費削減ができました。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
22	指揮指令事業	消防署	火災、救急、救助、その他災害において、現場指揮及び無線統制を行い、迅速かつ効率的な部隊運用を行うことにより、市民の生命、身体、財産の保護及び被害を軽減させる。	ちば消防共同指令センターと緊密に連携し、災害現場における、部隊の効率的な運用及び活動統制を行う。	災害現場活動向上のため、消防通信設備等を維持管理するとともに、部隊の効率的な運用及び活動統制を行うことができました。	妥当性	A	消防通信規程第1条、火災、救急、救助、その他災害の対処及びその他の消防業務を迅速かつ的確に処理するため、消防救急デジタル無線装置の運用には必要不可欠な事業です。	現行どおり	消防通信設備等を万全な状態に維持管理し、多種多様な災害に備え、部隊運用訓練等を行い、指令センターとの連携強化及び現場活動能力の向上を目指します。
						有効性	A	消防通信設備等の維持管理及び点検整備を行うことで、出勤、現場活動の際にトラブルなく万全な状態で活動できます。		
						効率性	A	火災、救急、救助、その他災害に対して、現場指揮及び無線統制を行って迅速かつ効率的な部隊運用により、市民の生命、身体、財産の保護及び被害の軽減に繋がっています。		
23	予防事業	消防署	火災による被害の低減、防火対象物の防火安全対策の徹底、市民の防火意識を高揚させる。	火災予防条例第45条に関する届出の受理、火災原因調査、防火対象物に対する消防訓練指導や立入検査の実施、出前講座や住宅用火災警報器設置状況調査などを通じた火災予防啓発活動を行う。	防火対象物に対する消防訓練指導や立入検査の実施、出前講座や住宅用火災警報器設置状況調査を通じ、防火対象物の関係者、市民の防火意識を向上させることができました。また、火災原因調査についても、円滑に遂行することができました。	妥当性	A	消防法、火災予防条例等によるものであり、火災による被害を軽減するためには、防火対象物の関係者や、市民一人ひとりの防火意識を高めることが重要であり、そのために必要不可欠な事業です。	現行どおり	火災による被害を最小限に抑えるため、防火対象物の適正管理、市民等の防火意識の高揚に取り組み、円滑な消防活動を実施します。
						有効性	A	防火対象物に対する立入検査を実施し、関係法規に基づいた指導を行うことで、防火対象物の関係者に設備の適切な維持管理及び防火意識の高揚を促し、火災予防の推進に繋がっています。		
						効率性	A	秋季及び春季の年2回実施している火災予防運動期間中に、一般市民に対する火災予防啓発のため、市内の一般住宅を訪問し、住宅用火災警報器の設置状況の調査及び広報を行い、住宅用火災警報器の設置率を向上させています。		
24	警防事業	消防署	消防水利の維持管理、災害現場部隊運用、消防資器材の配備・維持管理を行うことで、市民が災害時に受ける被害を軽減させる。	防火対象物の警防調査、消防水利点検、各種訓練計画、災害現場活動に関すること、各種資器材の点検維持管理などを行う。	消防活動に必要な各種資器材の整備及び点検、訓練を実施し、現場活動全般を円滑に遂行することができました。	妥当性	A	消防組織法第1条の他、各関係法規を遵守し、消防の責務を果たすことにより、市民の安全に直接的に繋がる事業です。	現行どおり	災害現場活動を安全・確実・迅速に遂行するため、消防資器材の更新整備、点検等を実施するとともに、消防組織法に基づく市民の生命・身体・財産を守るために消防体制の充実・強化します。
						有効性	A	消防体制を充実強化して、未然に事故を防ぎ、災害時の被害の軽減に寄与しています。		
						効率性	A	限られた予算内で資器材の点検及び更新整備を行っています。		

令和3年度事務事業評価シート（令和2年度実施事業）

消防本部・署

番号	事務事業名	担当部署	目的	事業概要	令和2年度			令和3年度		
					事業成果	事業の評価	具体的な内容	事業の方向性	事業の展開方針	
25	救助事業	消防署	各種救助資器材を適切に維持管理し、各種訓練を実施することにより、災害対応能力を向上させ、市民が災害時に受ける被害を軽減させる。	救助資器材の点検整備及び更新整備、各種訓練計画の作成、年間訓練計画に基づく各種救助訓練の実施等、各種災害現場活動における人命救助に関するを行う。	救助現場活動及び訓練に必要な資器材の更新整備、点検を実施することで、救助活動を円滑に行うことができました。	妥当性	A	消防組織法第1条の他、各関係法規を遵守し、消防の責務を果たすことにより、市民の安全に直接的に繋がる事業です。	現行どおり	救助現場活動に備え、救助隊員の知識、技術向上のために、各種訓練の実施、救助資器材の整備及び維持管理をすることで救助体制を強化します。
						有効性	A	救助体制を充実強化し、災害時の人命救助活動及び、被害の軽減に寄与しています。		
						効率性	A	限られた予算内で訓練資器材の点検及び更新整備を行っています。		
26	救急事業	消防署	救急現場活動を実施することにより、救命率を向上させる。市民が応急手当の知識、技術を習得することで、救命率を向上させる。	救急現場活動を実施する救急隊員の知識技術の向上のために、各種訓練の実施と、研修への参加、資器材の整備及び維持管理をする。また、救命講習や救急訓練講習を実施する。	研修や訓練により知識や手技が向上し、さらに救急資器材の整備・維持管理を適正に行ったことにより、業務を円滑に行いました。	妥当性	A	消防組織法第6条及び消防力の整備指針第3条により、救急業務及び費用の点から、民間会社による運営はできないこと、また、傷病者の社会復帰を可能にするには、適切な判断が必要であり不可欠な事業です。	現行どおり	救急現場活動に備え救急隊員の知識、技術の向上のために各種訓練の実施と研修への参加、資器材の整備及び維持管理をします。また、救命講習などを通して、応急手当の普及啓発を行います。
						有効性	A	安心安全の実現及び市民のニーズに対処するため、救急救命士の育成及び増員、資器材を整備、維持管理し、関係法令や印旛地域救急業務MC協議会プロトコルに沿って活動しています。		
						効率性	A	法令で定められている事業であり、高齢化による救急出動の増加により、人件費の増加、処置の高度化とそれに伴う維持管理費の増大が今後予想されますが、引き続きコストの削減を行ってまいります。		
27	指令施設等管理事業	消防署	ちば消防共同指令センター設備及び消防救急デジタル無線の適正な維持管理を行うことにより、通信体制を充実させる。	ちば消防共同指令センターの維持管理に関する事務及び負担金の支出、消防救急デジタル無線に関する事務及び負担金支出の処理を行う。	災害現場活動向上のため、指令システム等を維持管理するとともに、部隊の効率的な運用及び活動統制を行うことができました。	妥当性	A	火災、救急、その他の災害の対処を迅速かつ的確に処理するため、指令システム等を維持管理し、部隊の効率的運用を行うためには必要不可欠な事業です。	現行どおり	災害は多種多様化しているため、災害時には現場部隊により多くの情報を配信し、活動が迅速かつ確実に進むよう指令システムを万全な状態で維持管理します。
						有効性	A	消防情報共有システムへ情報入力することにより、車両端末装置へ反映され、出動する車両が常に最新の情報で活動することができます。		
						効率性	A	指令業務を20の消防本部で共同運用することにより、指令システムが高規格化でき、事務の効率化にも繋がっています。		